



島根県報

平成26年3月18日（火）

号外第28号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例	(総 務 課)	11
公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例	(〃)	60
島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例	(〃)	61
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	62
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	63
職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	64
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	65
島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例	(〃)	66
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	67
島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	68
島根県民生委員定数条例	(地 域 福 祉 課)	74
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(健 康 推 進 課)	76
島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	(高 齢 者 福 祉 課)	77
島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例	(青 少 年 家 庭 課)	93
島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する条例	(障 がい 福 祉 課)	94
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	(〃)	95
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	116
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(農 業 経 営 課)	117
島根県農業構造改革支援基金条例	(〃)	118
島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇 用 政 策 課)	119
参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例	(用 地 対 策 課)	120
島根県水防協議会条例の一部を改正する条例	(河 川 課)	121
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例	〔高 校 教 育 課〕 〔義 務 教 育 課〕	122
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例	(高 校 教 育 課)	123
島根県立体育施設条例の一部を改正する条例	(保 健 体 育 課)	126
島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例	(社 会 教 育 課)	130
島根県社会教育委員に関する条例	(〃)	134
島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	135

公布された条例等のあらまし

◇使用料、手数料等の額の改定等に関する条例（条例第1号）

1 条例の概要

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、次に掲げる条例に定める使用料、手数料等の額の改定等を行うこととした。

- (1) 島根県手数料条例
- (2) 行政財産の使用料に関する条例
- (3) 島根県立しまね海洋館条例
- (4) 島根県中山間地域研究センター条例
- (5) 警察に関する手数料条例
- (6) 島根県保健所条例
- (7) 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例
- (8) 島根県立はつらつ体育館条例
- (9) 公衆浴場法施行条例
- (10) 旅館業法施行条例
- (11) 温泉法施行条例
- (12) 化製場等に関する法律施行条例
- (13) 島根県立病院使用料及び手数料条例
- (14) 島根県立武道施設条例
- (15) 島根県立古墳の丘古曾志公園条例
- (16) 島根県立古代出雲歴史博物館条例
- (17) 島根県農業技術センター分析等手数料条例
- (18) 島根県立農業研修館条例
- (19) 島根県畜産技術センター分析等手数料条例
- (20) 島根県家畜保健衛生所条例
- (21) 島根県立ふるさとの森条例
- (22) 島根県立中海水中貯木場条例
- (23) 島根県立宍道湖自然館条例
- (24) 島根県漁港管理条例
- (25) 島根県立産業交流会館条例
- (26) 島根県立産業高度化支援センター条例
- (27) 島根県産業技術センター条例
- (28) 島根県立男女共同参画センター条例
- (29) 島根県立島根県民会館条例
- (30) 島根県立美術館条例
- (31) 島根県芸術文化センター条例
- (32) 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
- (33) 島根県道路占用料徴収条例
- (34) 島根県海岸占用料等徴収条例
- (35) 島根県流水占用料等徴収条例
- (36) 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例

- (37) 島根県港湾施設条例
- (38) 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例
- (39) 島根県浜田ポートセンター条例
- (40) 島根県空港条例
- (41) 島根県立都市公園条例
- (42) 都市計画法施行条例
- (43) 島根県屋外広告物条例
- (44) 島根県建築基準法施行条例
- (45) 島根県工業用水道料金徴収条例

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。ただし、1の(37)については、規則で定める日から施行することとした。

◇公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 条例の概要

公立大学法人島根県立大学の保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において処分しなければならないものは、県の出資又は支出に係るもので帳簿価額が50万円以上のものであることとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 条例の概要

審議会の庶務をつかさどる職員に法人への立入検査を行わせることができることを踏まえ、審議会の庶務について次のとおりとすることとした。（第11条関係）

- (1) 審議会の庶務は、総務部及び法人を所管するそれぞれの部（知事以外の執行機関にあつては、当該執行機関の事務をつかさどる組織）が処理すること。
- (2) 総務部は、審議会の庶務を総括すること。

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

引用する条項の整理（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

給与の減額を平成27年度まで2年間継続して実施することとした。（第1条・第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇職員^の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

管理職手当の減額を平成27年度まで2年間継続して実施することとした。（第1条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇公益的法人等への職員^の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

1 条例の概要

職員を派遣することができる公益的法人等に地方公共団体金融機構を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 条例の概要

- (1) 次のとおり附属機関の名称を改めることとした。（別表知事の部関係）

改正前	改正後
島根県みつばち転飼調整審議会	島根県蜜蜂転飼調整審議会

- (2) 次のとおり附属機関を設置することとした。（別表教育委員会の部関係）

名 称	担 任 事 務
島根県生徒指導審議会	教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査審議すること。

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 条例の概要

- (1) 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の事務を指定試験機関が行う場合にあっては、当該事務に係る手数料を指定試験機関に納付しなければならないこととした。（第3条関係）
- (2) 保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料の新設（別表24の項関係）
- (3) 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理（別表30の項関係）

2 施行期日

1の(1)及び(2)については平成26年4月1日から、1の(3)については薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 条例の概要

- (1) 施設の使用許可の取消し等を行うことができる事由を追加することとした。（第14条関係）
- (2) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設の使用料の額の改定等を行うこととした。（別表関係）
- (3) 有料施設等を定めた別表から東部総合福祉センターの301研修室等及び西部総合福祉センターの多目的広場を削除することとした。（別表関係）

2 施行期日

1の(1)については公布の日から、1の(2)については平成26年4月1日から、1の(3)については平成26年9月1日から施行することとした。

◇島根県民生委員定数条例（条例第11号）

1 条例の概要

市町村の区域ごとに、民生委員の定数を次のとおり定めることとした。

松江市	498人
浜田市	195人
出雲市	428人
益田市	183人
大田市	163人
安来市	127人
江津市	110人
雲南市	142人
奥出雲町	65人
飯南町	33人
川本町	23人
美郷町	39人
邑南町	66人
津和野町	56人
吉賀町	40人
海士町	15人
西ノ島町	16人
知夫村	6人
隠岐の島町	67人

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改正（第6条関係）

改正前	改正後
1万分の9	10万分の44

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（条例第13号）

1 条例の概要

(1) 指定居宅介護支援事業者は、法人であることとした。（第2条関係）

(2) 次に掲げる指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定めることとした。（第3条—第32条関係）

ア 従事する従業者及びその員数

イ 利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

ウ その他運営に関する事項

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例（条例第14号）

1 条例の概要

他の附属機関等との合理化を図り、島根県青少年問題協議会の設置を要しなくなったことから、島根県青少年問題協議会設置条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第15号）

1 条例の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の円滑な運用又は福祉若しくは介護に関する業務に従事する人材の確保を図るための国の交付金が廃止され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第16号）

1 条例の概要

(1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 指定共同生活援助の事業（イを除く。）の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第195条―第201条関係）

イ 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第201条の2―第201条の12関係）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正による共同生活介護及び共同生活援助の一元化等に伴う規定の整備

エ その他規定の整理

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整備

ア 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

イ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例
(条例第17号)

1 条例の概要

引用する条項の整理 (第1条関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (条例第18号)

1 条例の概要

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴う規定の整備 (第2条関係)

2 施行期日

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇島根県農業構造改革支援基金条例 (条例第19号)

1 条例の概要

(1) 設置

農業の担い手への農地の集積及び集約化を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県農業構造改革支援基金 (以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

(2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。(第2条関係)

(3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。(第3条関係)

(4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。(第4条関係)

(5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第20号)

1 条例の概要

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とする事業に在職者の処遇の改善のための事業等を追加することとした。(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例 (条例第21号)

1 条例の概要

- (1) 土地収用法及び同法において準用する仲裁法の規定により出頭した鑑定人に支給する手当の額は、鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して定めることとした。(第3条関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県水防協議会条例の一部を改正する条例(条例第22号)

1 条例の概要

島根県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織することとした。(第2条関係)

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例(条例第23号)

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,632人	1,625人	△7人
	事務職員、技術職員その他の職員	193人	191人	△2人
特別支援学校	教育職員	985人	994人	9人
	事務職員、技術職員その他の職員	80人	80人	—
小学校及び中学校	教育職員	5,101人	5,056人	△45人
	事務職員及び技術職員	371人	363人	△8人

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 条例の概要

- (1) 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者について、授業料又は受講料の納付を要することとした。(第3条関係)
- (2) 就学支援金に関する事務を処理するために必要がある場合として教育委員会規則で定める場合にあっては、教育委員会規則で定めるときに授業料及び受講料を納付することができることとした。(第4条・第5条・第7条関係)
- (3) 次に掲げるものについて、授業料及び受講料を減免することができることとした。(第6条関係)
- ア 学資の支弁が困難な者であって、教育委員会規則で定めるもの
- イ アに掲げる者のほか、在学期間が通算して36月(定時制課程及び通信制課程においては48月)を超える者のうち授業料の減免の必要がある者として教育委員会規則で定めるもの
- ウ ア及びイに掲げる者のほか、授業料の減免の必要がある者として教育委員会規則で定めるもの
- (4) 既に納付した授業料及び受講料のうち、就学支援金をもって債権の弁済に充てることとなるものは、還付することとした。(第9条関係)
- (5) 授業料及び受講料の額を次のとおりとすることとした。(別表第2関係)

ア 授業料

区 分	年 額
全日制の課程	118,800円
定時制の課程（単位制による課程を除く。）	32,400円

イ 受講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

(6) その他規定の整備

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、施設及び設備の使用料の額の改定等を行うこととした。（別表第1—別表第3関係）
- (2) 島根県立体育館の施設の名称を変更し、及び当該施設の一部の用途を変更することに伴い使用料を改定することとした。（別表第2の1の表関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行することとした。

◇島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

- (1) 消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、使用料の額の改定等を行うこととした。（別表関係）
- (2) 島根県立少年自然の家の宿泊使用以外の場合の使用許可の対象施設に第2ホール等を追加することとした。（別表の2の(2)の(イ)の表関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行することとした。

◇島根県社会教育委員に関する条例（条例第27号）

1 条例の概要

(1) 条例の題名の改正

改 正 前	改 正 後
島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例	島根県社会教育委員に関する条例

- (2) 島根県社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱することとした。（第2条関係）
- (3) 島根県社会教育委員の定数は、20人以内とすることとした。（第3条関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行することとした。

◇島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条

例第28号)

1 条例の概要

(1) 各選挙区において選挙すべき議員の数の改正 (第2条関係)

改正前			改正後		
選挙区		選挙すべき議員の数	選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域		名称	区域	
仁多選挙区	仁多郡の区域	1人	仁多選挙区	仁多郡の区域	1人
邑智選挙区	邑智郡の区域	1人	邑智選挙区	邑智郡の区域	1人
鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人	鹿足選挙区	鹿足郡の区域	1人
隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人	隠岐選挙区	隠岐郡の区域	1人
松江選挙区	松江市の区域	11人	松江選挙区	松江市の区域	11人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人	浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	8人	出雲選挙区	出雲市の区域	9人
益田選挙区	益田市の区域	3人	益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人	大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人	安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人	江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	3人	雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯石郡の区域	2人

(2) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備 (第2条関係)

2 施行期日

1の(1)については公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から、1の(2)については平成27年3月1日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行することとした。

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 1 号

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の項第 2 号ア中「6,200円」を「6,210円」に改め、同号イ中「8,600円」を「8,610円」に改める。

別表10の 3 の項第 1 号中「237,000円」を「239,000円」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「203,000円」を「204,000円」に改める。

別表14の項第 2 号イ中「86,000円」を「87,000円」に改める。

別表15の項第 5 号イ中「22,000円」を「22,100円」に改める。

別表19の項第 4 号中「61,000円」を「62,000円」に改める。

別表23の項第 1 号中「7,000円」を「7,070円」に改め、同項第 6 号中「63,000円」を「63,500円」に改める。

別表29の項第 3 号ウ中「1,560円」を「1,570円」に改める。

別表30の項第 3 号ア中「149,800円」を「149,900円」に改め、同号イ及びエ中「131,600円」を「131,700円」に改め、同号オ及びカ中「58,800円」を「58,900円」に改め、同号キ中「149,800円」を「149,900円」に改め、同号ク中「131,600円」を「131,700円」に改め、同号ケ中「95,000円」を「95,100円」に改め、同項第 4 号ア中「138,000円」を「138,100円」に改め、同号イ及びエ中「115,000円」を「115,100円」に改め、同号オ及びカ中「47,100円」を「47,200円」に改め、同号キ中「138,000円」を「138,100円」に改め、同号ク中「115,000円」を「115,100円」に改め、同号ケ中「69,900円」を「70,000円」に改め、同項第 5 号ア中「90,000円」を「90,100円」に改め、同号イ中「85,000円」を「85,100円」に改め、同号ウ中「47,600円」を「47,700円」に改め、同号エ中「85,000円」を「85,100円」に改め、同号オ中「47,600円」を「47,700

円」に改め、同号キ中「44,800円」を「44,900円」に改め、同号ク中「39,900円」を「40,000円」に改め、同号ケ中「33,500円」を「33,600円」に改め、同号コ中「39,900円」を「40,000円」に改め、同号サ中「33,500円」を「33,600円」に改め、同号シ中「90,000円」を「90,100円」に改め、同号ス中「85,000円」を「85,100円」に改め、同号セ中「47,600円」を「47,700円」に改め、同項第 6 号ア中「50,700円」を「50,800円」に改め、同号イ中「48,000円」を「48,100円」に改め、同号ウ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号エ中「48,000円」を「48,100円」に改め、同号オ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号キ中「26,100円」を「26,200円」に改め、同号ク中「25,200円」を「25,300円」に改め、同号ケ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号コ中「25,200円」を「25,300円」に改め、同号サ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同号シ中「50,700円」を「50,800円」に改め、同号ス中「48,000円」を「48,100円」に改め、同号セ中「24,100円」を「24,200円」に改め、同項第 7 号ア中「81,000円」を「81,100円」に改め、同号イ中「77,000円」を「77,100円」に改め、同号ウ中「41,300円」を「41,400円」に改め、同号エ中「77,000円」を「77,100円」に改め、同号オ中「41,300円」を「41,400円」に改め、同号カ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号キ中「35,700円」を「35,800円」に改め、同号ク中「30,700円」を「30,800円」に改め、同号ケ中「35,700円」を「35,800円」に改め、同号コ中「30,700円」を「30,800円」に改め、同号サ中「81,000円」を「81,100円」に改め、同号シ中「77,000円」を「77,100円」に改め、同号ス中「41,300円」を「41,400円」に改め、同項第 9 号ア中「48,700円」を「48,800円」に改め、同号イ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号ウ中「13,200円」を「13,300円」に改め、同号エ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号オ中「13,200円」を「13,300円」に改め、同号カ中「48,700円」を「48,800円」に改め、同号キ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号ク中「13,200円」を「13,300円」に改め、同号ケ中「48,700円」を「48,800円」に改め、同号コ中「28,700円」を「28,800円」に改め、同号サ中「13,200円」を「13,300円」に改め、同項第10号中「13,200円」を「13,300円」

に改め、同項第11号ア中「104,000円」を「104,100円」に改め、同号イ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号ウ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号エ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号オ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号カ中「104,000円」を「104,100円」に改め、同号キ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号ク中「39,200円」を「39,300円」に改め、同号ケ中「104,000円」を「104,100円」に改め、同号コ中「72,800円」を「72,900円」に改め、同号サ中「39,200円」を「39,300円」に改め、同項第12号中「39,200円」を「39,300円」に改め、同項第23号中「71,000円」を「71,100円」に改め、同項第24号中「48,700円」を「48,800円」に改め、同項第26号ア中「48,700円」を「48,900円」に改め、同号イ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号ウ中「13,200円」を「13,400円」に改め、同号エ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号オ中「13,200円」を「13,400円」に改め、同号カ中「48,700円」を「48,900円」に改め、同号キ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号ク中「13,200円」を「13,400円」に改め、同号ケ中「48,700円」を「48,900円」に改め、同号コ中「28,700円」を「28,900円」に改め、同号サ中「13,200円」を「13,400円」に改め、同項第27号中「13,200円」を「13,300円」に改め、同項第28号ア中「104,000円」を「104,200円」に改め、同号イ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号ウ中「39,200円」を「39,400円」に改め、同号エ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号オ中「39,200円」を「39,400円」に改め、同号カ中「104,000円」を「104,200円」に改め、同号キ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号ク中「39,200円」を「39,400円」に改め、同号ケ中「104,000円」を「104,200円」に改め、同号コ中「72,800円」を「73,000円」に改め、同号サ中「39,200円」を「39,400円」に改め、同項第29号中「39,200円」を「39,300円」に改める。

別表35の項第1号ア中「2,500円」を「2,510円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,910円」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,110円」に改める。

別表37の項第2号イ中「31,500円」を「31,800円」に改め、同項第5号中「760円」を「770円」に改める。

別表39の項第 2 号中「3,800円」を「3,850円」に改め、同項第 3 号中「6,400円」を「6,450円」に改める。

別表40の項第 2 号中「8,900円」を「8,950円」に改め、同項第 3 号中「9,000円」を「9,060円」に改める。

別表41の項第 3 号中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表43の項第 5 号中「440円」を「450円」に改める。

別表47の項第 2 号ア(ウ)g 中「10,700円」を「11,000円」に改め、同号ア(ウ)h 中「15,000円」を「15,400円」に改め、同号ア(ウ)i 中「19,100円」を「19,600円」に改め、同号ア(ウ)j 中「21,600円」を「22,200円」に改め、同号ア(ウ)k 中「29,800円」を「30,400円」に改め、同号ア(ウ)l 中「51,200円」を「51,800円」に改め、同項第 3 号イ(ウ)c (h)中「2,450円」を「2,520円」に改め、同号イ(ウ)c (i)中「6,150円」を「6,320円」に改め、同号イ(ウ)c (j)中「7,750円」を「7,970円」に改め、同号イ(ウ)c (k)中「11,400円」を「11,700円」に改め、同号イ(ウ)c (l)中「14,150円」を「14,500円」に改め、同号イ(ウ)c (m)中「18,900円」を「19,400円」に改め、同号イ(ウ)c (n)中「21,300円」を「21,900円」に改め、同号イ(ウ)c (o)中「37,800円」を「38,400円」に改め、同項第 4 号中「700円」を「710円」に改め、同項第11号イ(ウ)中「22,700円」を「23,300円」に改め、同号イ(ウ)中「37,300円」を「38,200円」に改め、同号ウ中「32,400円」を「33,300円」に改め、同号エ(ウ)中「93,100円」を「94,900円」に改め、同号エ(ウ)中「123,500円」を「125,000円」に改め、同号エ(ウ)中「92,700円」を「94,500円」に改め、同号エ(ウ)中「103,700円」を「105,000円」に改め、同号エ(ウ)中「98,200円」を「100,000円」に改め、同号エ(ウ)中「113,500円」を「115,000円」に改め、同号エ(ウ)中「99,100円」を「100,000円」に改め、同号エ(ウ)中「105,700円」を「107,000円」に改め、同号エ(ウ)中「25,300円」を「25,800円」に改める。

別表54の項第 4 号イ中「16,500円」を「17,900円」に改める。

別表64の項中「160,000円」を「161,000円」に改める。

別表64の 2 の項第 1 号イ(ウ)中「580,000円」を「581,000円」に改め、同号イ(ウ)中「996,000円」を「999,000円」に改め、同号イ(ウ)中「1,814,000円」を

「1,820,000円」に改め、同号イ(申)中「2,591,000円」を「2,601,000円」に改め、同号イ(ウ)中「3,174,000円」を「3,186,000円」に改め、同項第 2 号イ(申)中「580,000円」を「581,000円」に改め、同号イ(申)中「996,000円」を「999,000円」に改め、同号イ(ウ)中「1,814,000円」を「1,820,000円」に改め、同号イ(申)中「2,591,000円」を「2,601,000円」に改め、同号イ(ウ)中「3,174,000円」を「3,186,000円」に改め、同項第 3 号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表64の 4 の項第 1 号ア中「33,300円」を「33,500円」に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「4,500円」を「4,600円」に改め、同号イ(ウ)中「67,400円」を「67,700円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号イ(ウ)中「93,500円」を「93,900円」に、「15,400円」を「15,500円」に改め、同号イ(ウ)中「131,000円」を「132,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号イ(申)中「188,000円」を「189,000円」に、「43,200円」を「43,300円」に改め、同号イ(申)中「270,000円」を「272,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号イ(ウ)中「361,000円」を「362,000円」に、「120,000円」を「121,000円」に改め、同号イ(申)中「473,000円」を「475,000円」に改め、同号イ(ウ)中「556,000円」を「558,000円」に、「162,000円」を「163,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「67,400円」を「67,700円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「93,500円」を「93,900円」に、「15,400円」を「15,500円」に改め、同号ウ(ウ) c 中「131,000円」を「132,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウ(ウ) d 中「188,000円」を「189,000円」に、「43,200円」を「43,300円」に改め、同号ウ(ウ) e 中「270,000円」を「272,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(ウ) f 中「361,000円」を「362,000円」に、「120,000円」を「121,000円」に改め、同号ウ(ウ) g 中「473,000円」を「475,000円」に改め、同号ウ(ウ) h 中「556,000円」を「558,000円」に、「162,000円」を「163,000円」に改め、同号ウ(イ) a 中「106,000円」を「107,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(イ) b 中「173,000円」を「174,000円」に、「25,700

円」を「25,900円」に改め、同号ウ(イ) c 中「270,000円」を「271,000円」に、
「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(イ) d 中「346,000円」を「348,000
円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウ(イ) e 中「408,000円」を
「409,000円」に改め、同号ウ(イ) f 中「475,000円」を「477,000円」に、
「190,000円」を「191,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「235,000円」を「236,000
円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「370,000円」を
「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウ(ウ) c 中「526,000
円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(ウ) d 中
「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同
号ウ(ウ) e 中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号ウ(ウ) f 中「855,000円」
を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号エ(イ)中
「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号エ
(イ)中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、
同号エ(ウ)中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に
改め、同号エ(エ)中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000
円」に改め、同号エ(オ)中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号エ(カ)中
「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同
項第 2 号ア中「16,600円」を「16,700円」に、「2,200円」を「2,300円」に改
め、同号ウ(イ) a 中「67,400円」を「67,700円」に、「9,100円」を「9,200円」
に改め、同号ウ(イ) b 中「93,500円」を「93,900円」に、「15,400円」を「15,500
円」に改め、同号ウ(イ) c 中「131,000円」を「132,000円」に、「25,700円」を
「25,900円」に改め、同号ウ(イ) d 中「188,000円」を「189,000円」に、「43,200
円」を「43,300円」に改め、同号ウ(イ) e 中「270,000円」を「272,000円」に、
「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウ(イ) f 中「361,000円」を「362,000
円」に、「120,000円」を「121,000円」に改め、同号ウ(イ) g 中「473,000円」を
「475,000円」に改め、同号ウ(イ) h 中「556,000円」を「558,000円」に、
「162,000円」を「163,000円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「106,000円」を「107,000
円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「173,000円」を

「174,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウウ c 中「270,000円」を「271,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウウ d 中「346,000円」を「348,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウウ e 中「408,000円」を「409,000円」に改め、同号ウウ f 中「475,000円」を「477,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号ウウ a 中「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号ウウ b 中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号ウウ c 中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号ウウ d 中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号ウウ e 中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号ウウ f 中「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同号エエ中「235,000円」を「236,000円」に、「9,100円」を「9,200円」に改め、同号エエ中「370,000円」を「371,000円」に、「25,700円」を「25,900円」に改め、同号エエ中「526,000円」を「529,000円」に、「77,300円」を「77,700円」に改め、同号エエ中「646,000円」を「648,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に改め、同号エエ中「749,000円」を「752,000円」に改め、同号エエ中「855,000円」を「859,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に改め、同項第 3 号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第 2 条 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(島根県立しまね海洋館条例の一部改正)

第 3 条 島根県立しまね海洋館条例（平成11年島根県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の項中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に、「1,400円」を「1,430

円」に改め、同表その他の者の項中「1,500円」を「1,540円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「4,000円」を「4,110円」に改める。

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第 4 条 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 研修施設使用料

名 称	使 用 料 の 額		
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
第 1 研修室	2,040円	2,720円	5,440円
第 2 研修室	1,650円	2,200円	4,400円
大会議室	5,940円	7,920円	15,840円
小会議室	1,140円	1,520円	3,040円
実験実習室	1,530円	2,040円	4,080円
機械化研修実習室	2,280円	3,040円	6,080円

別表第 1 の 2 の表研修宿泊棟宿泊室の項中「1,810円」を「1,870円」に改め、別表第 1 の 3 の表映像音響設備の項中「960円」を「990円」に、「2,530円」を「2,600円」に、「2,750円」を「2,830円」に改め、同表研修用実験実習設備の項中「2,560円」を「2,640円」に改める。

別表第 2 の 1 の項第 1 号中「1,030円」を「1,060円」に改め、同項第 2 号中「2,440円」を「2,510円」に改め、同表の 2 の項第 1 号中「430円」を「440円」に改め、同項第 2 号中「2,170円」を「2,230円」に改め、同表の 3 の項第 1 号中「2,210円」を「2,270円」に改め、同項第 2 号中「1,950円」を「2,000円」に改め、同項第 3 号中「3,740円」を「3,840円」に改め、同項第 4 号中「4,710円」を「4,840円」に改め、同項第 5 号中「16,450円」を「16,920円」に改め、同表の 4 の項中「2,500円」を「2,570円」に改め、同表の 5 の項第 1 号中

「8,020円」を「8,250円」に改め、同項第 2 号中「5,740円」を「5,910円」に改め、同表の 6 の項第 1 号中「1,880円」を「1,940円」に改め、同項第 2 号中「浸せき^{はく}剥離試験」を「浸せき剥離試験」に、「1,990円」を「2,050円」に改め、同項第 3 号中「5,240円」を「5,390円」に改め、同項第 4 号中「1,640円」を「1,680円」に改め、同項第 5 号中「煮沸^{はく}剥離試験」を「煮沸剥離試験」に、「3,460円」を「3,560円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 5 条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の35の 3 の項中「19,000円」を「20,000円」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 6 条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「8 円40銭」を「8 円64銭」に改める。

(島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例の一部改正)

第 7 条 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例（平成20年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 6 号中「10円50銭」を「10円80銭」に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

第 8 条 島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表体育室の部アマチュアスポーツに使用する場合は項中「2,280円」を「2,340円」に、「3,420円」を「3,510円」に、「4,670円」を「4,800円」に、「5,810円」を「5,970円」に、「7,470円」を「7,680円」に改め、同部アマチュアスポーツ以外に使用する場合は項中「11,700円」を「12,000円」に、「17,500円」を「18,000円」に、「23,400円」を「24,000円」に、「29,300円」を「30,100円」に、「38,100円」を「39,100円」に改め、同表会議室の項中「450円」を「460円」に、「580円」を「590円」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第 9 条 公衆浴場法施行条例（昭和23年島根県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 第 2 項中「22,000円」を「22,100円」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第10条 旅館業法施行条例（昭和45年島根県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「22,000円」を「22,100円」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第11条 温泉法施行条例（平成12年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「120,000円」を「121,000円」に改め、同項第 4 号中「110,000円」を「111,000円」に改め、同項第13号中「50,000円」を「50,400円」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第12条 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「25,030円」を「25,080円」に改め、同項第 2 号中「17,040円」を「17,090円」に改め、同項第 3 号中「8,400円」を「8,410円」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第13条 島根県立病院使用料及び手数料条例（昭和44年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「10円50銭」を「10円80銭」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第14条 島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

円	円
1,540	1,980
4,710	6,000
7,720	10,010
680	870
2,040	2,640
3,410	4,420
330	420
1,020	1,310
1,700	2,210
370	470
370	470

を

円	円
1,580	2,030
4,840	6,170
7,940	10,290
690	890
2,090	2,710
3,500	4,540
330	430
1,040	1,340
1,740	2,270
380	480
380	480

に改め、別表の 1 の(2)の表中

円	円		円	円
1,540	1,980		1,580	2,030
4,710	6,000	を	4,840	6,170
7,720	10,010		7,940	10,290
760	960		780	980

に改め、別表

の 2 の表中「2,300円」を「2,360円」に、「5,750円」を「5,910円」に改め、別表の 3 中「510円」を「520円」に改める。

(島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部改正)

第15条 島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成 3 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,830円」を「1,880円」に、「900円」を「920円」に改め、別表の 2 の表中「610円」を「620円」に、「810円」を「830円」に改める。

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第16条 島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「400円」を「410円」に、「600円」を「610円」に、「480円」を「490円」に改める。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第17条 島根県農業技術センター分析等手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「1,160円」を「1,200円」に改め、同項第 2 号中「1,760円」を「1,810円」に改め、同項第 3 号中「2,210円」を「2,270円」に改め、同項第 4 号中「2,940円」を「3,020円」に改め、同項第 5 号中「3,730円」を「3,830円」に改め、同項第 6 号中「4,600円」を「4,730円」に改め、同項第 7 号中「4,760円」を「4,890円」に改め、同項第 8 号中「5,370円」を「5,520円」に改め、同項第 9 号中「6,650円」を「6,840円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「1,160円」を「1,200円」に改め、同項第 2 号中「2,940円」を「3,020円」に

改め、同項第 3 号中「10,900円」を「11,200円」に改め、同表 3 の項第 1 号中「2,940円」を「3,020円」に改め、同項第 2 号中「4,600円」を「4,730円」に改め、同項第 3 号中「6,650円」を「6,840円」に改め、同項第 4 号中「10,900円」を「11,200円」に改め、同項第 5 号中「32,600円」を「33,500円」に改め、同表 4 の項第 1 号中「1,130円」を「1,160円」に改め、同項第 2 号中「1,190円」を「1,220円」に改め、同項第 3 号中「1,960円」を「2,010円」に改め、同項第 4 号中「1,990円」を「2,050円」に改め、同項第 5 号中「2,050円」を「2,110円」に改め、同項第 6 号中「2,290円」を「2,360円」に改め、同項第 7 号中「2,340円」を「2,400円」に改め、同項第 8 号中「2,580円」を「2,660円」に改め、同項第 9 号中「2,610円」を「2,690円」に改め、同項第 10 号中「3,030円」を「3,110円」に改め、同項第 11 号中「3,070円」を「3,150円」に改め、同項第 12 号中「3,160円」を「3,250円」に改め、同項第 13 号中「3,270円」を「3,360円」に改め、同項第 14 号中「3,300円」を「3,390円」に改め、同項第 15 号中「3,330円」を「3,430円」に改め、同項第 16 号中「4,100円」を「4,220円」に改め、同項第 17 号中「4,950円」を「5,090円」に改め、同項第 18 号中「7,310円」を「7,520円」に改め、同表 5 の項第 1 号中「720円」を「740円」に、同項第 2 号中「2,360円」を「2,420円」に改める。

(島根県立農業研修館条例の一部改正)

第18条 島根県立農業研修館条例（昭和57年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

円	円	円
1,860	2,230	3,730
1,090	1,300	2,180
620	740	1,240

を

円	円	円
1,910	2,290	3,830

に改め、別表の 2 の表中「710円」

1,120	1,330	2,240
630	760	1,270

を「730円」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第19条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表1の表1の項中「1,580円」を「1,620円」に改め、同表2の項第1号中「7,570円」を「7,790円」に改め、同項第2号中「2,360円」を「2,420円」に改め、別表2の表経膾採卵による体外受精卵の生産の項中「34,000円」を「34,900円」に改め、別表3の表性判別処理の項中「4,780円」を「4,920円」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第20条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「700円」を「710円」に、「980円」を「990円」に改め、同表の4の項中「1,200円」を「1,210円」に改める。

別表第3の1の項中「490円」を「500円」に改め、同表の2の項中「700円」を「720円」に改め、同表の4の項中「1,210円」を「1,240円」に改め、同表の5の項中「2,360円」を「2,420円」に改める。

別表第4の5の項中「470円」を「480円」に改め、同表の6の項中「610円」を「620円」に改める。

別表第5の1の項中「1,840円」を「1,850円」に改め、同表の2の項中「2,030円」を「2,050円」に改め、同表の3の項中「2,050円」を「2,070円」に改める。

別表第7中「10,190円」を「10,380円」に改める。

(島根県立ふるさとの森条例の一部改正)

第21条 島根県立ふるさとの森条例（平成5年島根県条例第17号）の一部を次の

ように改正する。

別表中「540円」を「560円」に改める。

(島根県立中海水中貯木場条例の一部改正)

第22条 島根県立中海水中貯木場条例(昭和53年島根県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中「15円75銭」を「16円20銭」に改める。

(島根県立宍道湖自然館条例の一部改正)

第23条 島根県立宍道湖自然館条例(平成12年島根県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「別表に定める」を削る。

別表その他の者の項中「500円」を「510円」に、「1,400円」を「1,430円」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第24条 島根県漁港管理条例(昭和34年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

294円	302円40銭
2,425円50銭	2,494円80銭
5,544円	5,702円40銭
556円50銭	572円40銭
861円	885円60銭
1,155円	1,188円

別表第 2 中	504円	を	518円40銭	に改める。
	798円		820円80銭	
	1,050円		1,080円	
	50円40銭		51円84銭	
	21円		21円60銭	
	30円45銭		31円32銭	
	45円15銭		46円44銭	
	59円85銭		61円56銭	
	90円30銭		92円88銭	
	115円50銭		118円80銭	
	210円		216円	
	304円50銭		313円20銭	

598円50銭	615円60銭
25円20銭	25円92銭

別表第 3 の 1 の表中

1 立方メートルにつき	126円
1 立方メートルにつき	147円
1 立方メートルにつき	168円
1 立方メートルにつき	168円
1 個につき	63円
1 個につき	84円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加えた額

を

1 立方メートルにつき	129円60銭
1 立方メートルにつき	151円20銭
1 立方メートルにつき	172円80銭
1 立方メートルにつき	172円80銭
1 個につき	64円80銭
1 個につき	86円40銭に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円60銭を加えた額

に改め、別表第 3 の 2 の表中

13円65銭		14円 4 銭	
64円 5 銭		65円88銭	
672円		691円20銭	
273円		280円80銭	
346円50銭		356円40銭	
504円		518円40銭	
115円50銭	を	118円80銭	に改める。
273円		280円80銭	
525円		540円	
199円50銭		205円20銭	
13円65銭		14円 4 銭	

(島根県立産業交流会館条例の一部改正)

第25条 島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

228,120円	304,160円	463,740円	76,040円
273,740円	364,990円	556,480円	91,240円
160,650円	214,200円	323,440円	53,550円
192,780円	257,040円	388,120円	64,260円

93,170円	124,230円	187,420円	31,050円
111,800円	149,070円	224,900円	37,260円
41,760円	55,690円	81,390円	13,920円
50,110円	66,820円	97,660円	16,700円
17,040円	22,710円	34,620円	5,670円
20,440円	27,250円	41,540円	6,800円
81,280円	108,380円	166,210円	27,090円
2,580円	3,440円	4,820円	850円
2,890円	3,860円	5,360円	950円
1,920円	2,570円	3,850円	640円
5,790円	7,730円	11,660円	1,920円
1,620円	2,160円	3,220円	540円
4,510円	6,020円	8,680円	1,490円
3,550円	4,730円	6,640円	1,180円
19,930円	26,570円	40,480円	6,640円
17,990円	23,990円	36,730円	5,990円
8,700円	11,590円	17,450円	2,890円

を

234,630円	312,850円	476,980円	78,210円
281,560円	375,410円	572,370円	93,840円
165,240円	220,320円	332,680円	55,080円
198,280円	264,380円	399,200円	66,090円
95,830円	127,770円	192,770円	31,930円
114,990円	153,320円	231,320円	38,320円
42,950円	57,280円	83,710円	14,310円
51,540円	68,720円	100,450円	17,170円
17,520円	23,350円	35,600円	5,830円

21,020円	28,020円	42,720円	6,990円	に
83,600円	111,470円	170,950円	27,860円	
2,650円	3,530円	4,950円	870円	
2,970円	3,970円	5,510円	970円	
1,970円	2,640円	3,960円	650円	
5,950円	7,950円	11,990円	1,970円	
1,660円	2,220円	3,310円	550円	
4,630円	6,190円	8,920円	1,530円	
3,650円	4,860円	6,820円	1,210円	
20,490円	27,320円	41,630円	6,820円	
18,500円	24,670円	37,770円	6,160円	
8,940円	11,920円	17,940円	2,970円	

改め、別表の 1 の(2)の表中「5,460円」を「5,610円」に、「2,530円」を「2,600円」に、「12,590円」を「12,940円」に、「3,780円」を「3,880円」に改め、

別表の 2 の表中	22,800円	を	23,450円	に改める。
	16,070円		16,520円	
	9,320円		9,580円	
	4,170円		4,280円	
	1,710円		1,750円	

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第26条 島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表創業準備室の項中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表創業支援室の項中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表研究開発室の項中「2,000円」を「2,050円」に、「2,500円」を「2,570円」に改め、同表プロジェクト研究員室の項中「500

円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同表指定駐車場の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、別表の 1 の(2)の表デジタルハイビジョン映像編集室の項中「1,410円」を「1,450円」に改め、同表デジタル音声編集室の項中「1,180円」を「1,210円」に改め、同表コンピュータグラフィックス制作室（貸切りの場合）の項中「780円」を「800円」に改め、同表ハイビジョン静止画制作室の項中「690円」を「700円」に改め、別表の 1 の(3)の表大会議室の項中「2,020円」を「2,070円」に改め、同表中会議室の項中「1,170円」を「1,200円」に改め、同表小会議室の項中「740円」を「760円」に改め、同表特別会議室の項中「980円」を「1,000円」に改め、同表南館会議室の項中「500円」を「510円」に改め、別表の 1 の備考の 1 及び 2 中「100円」を「10円」に改める。

（島根県産業技術センター条例の一部改正）

第27条 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「9,530円」を「9,810円」に改める。

別表第 1 号中「280円」を「290円」に、「560円」を「580円」に改め、同表第 2 号中「3,380円」を「3,480円」に改め、同表第 3 号中「14,310円」を「14,720円」に改め、同表第 4 号中「32,930円」を「33,880円」に改め、同表第 5 号中「18,230円」を「18,750円」に改め、同表第 6 号中「127,420円」を「131,060円」に改め、同表第 7 号中「6,410円」を「6,590円」に改め、同表第 8 号中「4,400円」を「4,500円」に改め、同表第13号中「18,040円」を「18,560円」に改め、同表第14号中「8,010円」を「8,240円」に改め、同表第16号中「1,310円」を「1,350円」に、「610円」を「620円」に改め、同表第17号中「5,080円」を「5,220円」に改め、同表第18号中「780円」を「800円」に改める。

（島根県立男女共同参画センター条例の一部改正）

第28条 島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表の備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

種 別	使 用 料 の 額					
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
ホール	10,220円	13,630円	12,780円	22,150円	25,750円	31,460円
楽屋 1	130円	170円	160円	280円	320円	400円
楽屋 2	170円	230円	220円	380円	450円	550円
多目的研 修室	1,750円	2,330円	2,180円	3,790円	4,410円	5,390円
研修室 1	2,050円	2,730円	2,560円	4,450円	5,170円	6,320円
研修室 2 又は研修 室 3	1,300円	1,730円	1,620円	2,820円	3,280円	4,010円
研修室 4	1,340円	1,780円	1,670円	2,900円	3,380円	4,130円
研修室 5	1,450円	1,930円	1,810円	3,140円	3,650円	4,470円
特別会議 室	2,920円	3,900円	3,660円	6,340円	7,370円	9,010円
生活創造 スタジオ	2,700円	3,600円	3,370円	5,850円	6,800円	8,310円
和室 1	720円	960円	900円	1,560円	1,810円	2,220円
和室 2	570円	770円	720円	1,250円	1,450円	1,780円

(島根県立島根県民会館条例の一部改正)

第29条 島根県立島根県民会館条例（昭和43年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

円	円	円	円	円	円
33,090	44,120	55,150	66,180	88,240	110,310
39,710	52,940	66,180	79,420	105,890	132,370
11,750	15,670	19,590	23,500	31,340	39,180
14,100	18,800	23,500	28,200	37,600	47,010

を

円	円	円	円	円	円
34,030	45,380	56,720	68,070	90,760	113,460
40,840	54,450	68,070	81,680	108,910	136,150
12,080	16,110	20,140	24,170	32,230	40,290
14,500	19,330	24,170	29,000	38,670	48,350

に改め、別表

の 1 の(2)の表中

円	円	円	円	円	円
2,560	3,420	4,270	5,130	6,840	8,550
2,990	3,980	4,980	5,980	7,970	9,960
4,870	6,490	8,110	9,740	12,980	16,230
8,790	11,720	14,650	19,050	24,910	29,300
1,520	2,030	2,540	3,310	4,320	5,090
1,860	2,490	3,110	4,050	5,290	6,230
1,420	1,900	2,370	3,090	4,040	4,750
1,220	1,630	2,040	2,660	3,470	4,090
6,310	8,420	10,530	13,690	17,900	21,060
3,690	4,920	6,160	8,010	10,470	12,320
5,030	6,710	8,390	10,910	14,260	16,780
3,890	5,190	6,490	8,440	11,030	12,980
4,040	5,390	6,740	8,770	11,460	13,490
3,150	4,200	5,260	6,840	8,940	10,520

2,560	3,410	4,260	5,550	7,250	8,530
2,510	3,350	4,190	5,450	7,120	8,380
3,810	5,080	6,360	7,630	10,170	12,720
1,410	1,880	2,350	2,820	3,760	4,700
700	930	1,170	1,400	1,870	2,340
380	500	630	760	1,010	1,270
760	1,020	1,270	1,530	2,040	2,550
790	1,060	1,330	1,590	2,120	2,660

円	円	円	円	円	円		
2,630	3,510	4,390	5,270	7,030	8,790		
3,070	4,090	5,120	6,150	8,190	10,240		
5,000	6,670	8,340	10,010	13,350	16,690		
9,040	12,050	15,060	19,590	25,620	30,130		
1,560	2,080	2,610	3,400	4,440	5,230		
1,910	2,560	3,190	4,160	5,440	6,400		
1,460	1,950	2,430	3,170	4,150	4,880		
1,250	1,670	2,090	2,730	3,560	4,200		
6,490	8,660	10,830	14,080	18,410	21,660		
3,790	5,060	6,330	8,230	10,760	12,670		
を	5,170	6,900	8,620	11,220	14,660	17,250	に改め、別表
4,000	5,330	6,670	8,680	11,340	13,350		
4,150	5,540	6,930	9,020	11,780	13,870		
3,240	4,320	5,410	7,030	9,190	10,820		
2,630	3,500	4,380	5,700	7,450	8,770		
2,580	3,440	4,300	5,600	7,320	8,610		
3,910	5,220	6,540	7,840	10,460	13,080		

1,450	1,930	2,410	2,900	3,860	4,830
720	950	1,200	1,440	1,920	2,400
390	510	640	780	1,030	1,300
780	1,040	1,300	1,570	2,090	2,620
810	1,090	1,360	1,630	2,180	2,730

の 2 の表中「8,150円」を「8,380円」に、「22,420円」を「23,060円」に、「5,090円」を「5,230円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「11,210円」を「11,530円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

(島根県立美術館条例の一部改正)

第30条 島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

36,200円	4,500円
54,300円	6,800円
10,900円	1,400円
16,400円	2,100円
7,400円	900円
11,100円	1,400円
7,400円	900円
11,100円	1,400円

を

37,230円	4,620円
55,850円	6,990円
11,210円	1,440円
16,860円	2,160円
7,610円	920円
11,410円	1,440円

に改め、別表第 1 の 2 の表中

7,610円	920円
11,410円	1,440円

4,200円	10,400円	7,800円	12,500円	14,800円	17,600円
8,300円	20,800円	15,600円	25,000円	29,600円	35,300円

を

4,320円	10,690円	8,020円	12,850円	15,220円	18,100円
8,530円	21,390円	16,040円	25,710円	30,440円	36,300円

に改

める。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正)

第31条 島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 大ホール等

区 分			基 準 額					
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大 ホ ー ル	1階 席及 び2	平日	円 31,510	円 42,020	円 52,520	円 63,040	円 84,050	円 105,060
		土、日	37,810	50,430	63,030	75,640	100,860	126,080

ル	階席	曜日及 び休日						
	1 階 席	平日	21,010	28,010	35,020	42,020	56,030	70,040
土、日 曜日及 び休日		25,210	33,610	42,020	50,430	67,230	84,050	
小ホール	平日	8,400	11,200	14,000	16,800	22,410	28,010	
	土、日 曜日及 び休日	10,080	13,430	16,800	20,160	26,880	33,610	
スタジオ 1			4,750	6,330	7,920	9,500	12,670	15,850
スタジオ 2			970	1,300	1,630	1,950	2,610	3,270
大ホール大楽屋 1			2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
大ホール大楽屋 2			2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
大ホール中楽屋 1			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール中楽屋 2			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール中楽屋 3			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール中楽屋 4			850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
大ホール小楽屋 1			590	800	990	1,200	1,600	2,000
大ホール小楽屋 2			590	800	990	1,200	1,600	2,000
小ホール中楽屋 1			780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
小ホール中楽屋 2			780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
小ホール小楽屋 1			590	800	990	1,200	1,600	2,000
小ホール小楽屋 2			590	800	990	1,200	1,600	2,000
多目的ギャラリー			3,930	5,250	6,570	7,880	10,510	13,140

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2,380円」を「2,450円」に、「4,760円」を「4,900円」に、「1,230円」を「1,270円」に改める。

別表第 2 中

1,000円	800円
600円	480円
400円	320円

を

1,020円	810円
610円	480円
410円	320円

に、

1,150円	920円
750円	600円
550円	440円

を

1,170円	930円
760円	600円
560円	440円

に改める。

別表第 3 その他の者の項中「1,400円」を「1,430円」に改める。

（島根県道路占用料徴収条例の一部改正）

第33条 島根県道路占用料徴収条例（昭和28年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

661円50銭	556円50銭	680円40銭	572円40銭
1,018円50銭	861円	1,047円60銭	885円60銭
1,365円	1,155円	1,404円	1,188円

588円	504円
945円	798円
1,260円	1,050円
58円80銭	50円40銭
6 円30銭	5 円25銭
3 円15銭	3 円15銭
577円50銭	493円50銭
357円	304円50銭
1,155円	997円50銭
493円50銭	420円
2,100円	672円
1,050円	997円50銭
25円20銭	21円
35円70銭	30円45銭
53円55銭	45円15銭
70円35銭	59円85銭
105円	90円30銭
136円50銭	115円50銭
252円	210円
357円	304円50銭
703円50銭	598円50銭
1,050円	997円50銭
A に 0.0042 を乗じて得た額	
A に 0.0063 を乗じて得た額	
A に 0.0084 を乗じて得た	

604円80銭	518円40銭
972円	820円80銭
1,296円	1,080円
60円48銭	51円84銭
6 円48銭	5 円40銭
3 円24銭	3 円24銭
594円	507円60銭
367円20銭	313円20銭
1,188円	1,026円
507円60銭	432円
2,160円	691円20銭
1,080円	1,026円
25円92銭	21円60銭
36円72銭	31円32銭
55円 8 銭	46円44銭
72円36銭	61円56銭
108円	92円88銭
140円40銭	118円80銭
259円20銭	216円
367円20銭	313円20銭
723円60銭	615円60銭
1,080円	1,026円
A に 0.00432 を乗じて得た額	
A に 0.00648 を乗じて得た額	
A に 0.00864 を乗じて得	

別表中	額		を	た額	
	1,050円	451円50銭		1,080円	464円40銭
630円	220円50銭	648円	226円80銭		
1,050円	997円50銭	1,080円	1,026円		
21円	6円30銭	21円60銭	6円48銭		
210円	67円20銭	216円	69円12銭		
210円	67円20銭	216円	69円12銭		
2,100円	672円	2,160円	691円20銭		
882円	798円	907円20銭	820円80銭		
21円	6円30銭	21円60銭	6円48銭		
210円	67円20銭	216円	69円12銭		
21円	6円30銭	21円60銭	6円48銭		
210円	67円20銭	216円	69円12銭		
2,100円	672円	2,160円	691円20銭		
1,029円	336円	1,058円40銭	345円60銭		
1,050円	997円50銭	1,080円	1,026円		
A に 0.02625 を乗じて得た額		A に 0.027 を乗じて得た額			
210円	67円20銭	216円	69円12銭		
105円	99円75銭	108円	102円60銭		
A に 0.0147 を乗じて得た額	A に 0.0189 を乗じて得た額	A に 0.01512 を乗じて得た額	A に 0.01944 を乗じて得た額		
A に 0.02625 を乗じて得た額		A に 0.027 を乗じて得た額			
A に 0.0147 を乗じて得	A に 0.0189 を乗じて得	A に 0.01512 を乗じて得	A に 0.01944 を乗じて得		

た額	た額	た額	た額
A に 0.0105 を乗じて得 た額	A に 0.01365 を乗じて得 た額	A に 0.0108 を乗じて得 た額	A に 0.01404 を乗じて得 た額
A に 0.02625 を乗じて得た 額		A に 0.027 を乗じて得た額	

に改める。

(島根県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第34条 島根県海岸占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 漁業施設の設置の項から木材等係留施設の設置の項までの規定中「199円50銭」を「205円20銭」に改め、同表柱類の建設の部電柱の項中「672円」を「691円20銭」に改め、同部電話柱の項中「273円」を「280円80銭」に改め、同部街灯柱の項中「346円50銭」を「356円40銭」に改め、同部その他の柱類の項中「504円」を「518円40銭」に改め、同表軌道・軌条類の設置の項中「105円」を「108円」に改め、同表管類の布設の部外径0.4メートル未満の管類の項中「115円50銭」を「118円80銭」に改め、同部外径0.4メートル以上1メートル未満の管類の項中「273円」を「280円80銭」に改め、同部外径1メートル以上の管類の項中「525円」を「540円」に改め、同表鉄塔の建設の項中「535円50銭」を「550円80銭」に改め、同表竹木植栽地の項中「31円50銭」を「32円40銭」に改め、同表採草地、放牧地の項中「4円20銭」を「4円32銭」に改め、同表耕作地の項中「7円35銭」を「7円56銭」に改め、同表通路の項中「105円」を「108円」に改め、同表その他の項中「199円50銭」を「205円20銭」に改める。

別表第 2 土の項中「126円」を「129円60銭」に改め、同表砂の項中「147円」を「151円20銭」に改め、同表砂利の項及び玉石の項中「168円」を「172円80銭」に改め、同表転石の部平均径30センチメートル以上40センチメートル未満

の転石の項中「63円」を「64円80銭」に改め、同部平均径40センチメートル以上の転石の項中「84円」を「86円40銭」に、「21円」を「21円60銭」に改める。

(島根県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第35条 島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第1中「増設して発電所」を「増設して発電」に、「6,195円」を「6,372円」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

土地占用料

占用の形態	占用料の額（年額）				
	単 位	ア		イ	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
取水施設	1 平方メー トルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
排水施設	1 平方メー トルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
係船施設	1 平方メー トルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
漁業施設	1 平方メー トルにつき	194円40 銭	129円60 銭	180円	120円
橋りょう・通路類	1 平方メー トルにつき	118円80 銭	86円40 銭	110円	80円
管類	1 メートル	237円60	151円20	220円	140円

	につき	銭	銭		
架空線類（河川から 9 メートル以上離れてい る場合は、免除す る。）	1 メートル につき	64円80 銭	54円	60円	50円
軌道・軌条類	1 平方メー トルにつき	162円	108円	150円	100円
その他の横断物	1 平方メー トルにつき	205円20 銭	140円40 銭	190円	130円
電柱類	1 本につき	604円80 銭	442円80 銭	560円	410円
仮設工作物	1 平方メー トルにつき	280円80 銭	183円60 銭	260円	170円
耕作地	1 平方メー トルにつき	9 円72 銭	7 円56 銭	9 円	7 円
採草地、放牧地	1 平方メー トルにつき	4 円32 銭	3 円24 銭	4 円	3 円
竹木植栽地	1 平方メー トルにつき	32円40 銭	21円60 銭	30円	20円
ゴルフ場	1 平方メー トルにつき	17円28 銭	17円28 銭	16円	16円
その他	近傍類地の地代等を勘案してその都度知事が定 める額				

別表第 2 の備考 1 を次のように改める。

- 1 市の区域又は町村の区域の区分は、年度の初日における区分によるものとする。

別表第 3 土の項中「126円」を「129円60銭」に改め、同表砂の項中「147円」

を「151円20銭」に改め、同表砂利の項及び玉石の項中「168円」を「172円80銭」に改め、同表転石の部平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石の項中「63円」を「64円80銭」に改め、同部平均径40センチメートル以上の転石の項中「84円」を「86円40銭」に、「21円」を「21円60銭」に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第36条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中

630円
630円
1,260円
180円

を

640円
640円
1,290円
190円

に、

140円
140円
290円

を

に、「850円」を「870円」に改め、別表第 2 の 2 の表中

150円
150円
300円

290円
290円
580円

を

300円
300円
600円

に、

480円
5,790円
560円
6,890円
770円
9,380円

を

490円
5,960円
580円
7,090円
790円
9,650円

に、

140円	を	150円	に、	650円	を	660円	に改め
140円		150円		7,820円		8,040円	
290円		300円		1,050円		1,080円	
12,600円		12,960円					
		150円		160円			
		330円		340円			
		730円		750円			
		880円		900円			
		1,050円		1,080円			

る。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第37条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2岸壁、栈橋又は物揚場の項中「3円15銭」を「3円24銭」に、「4円88銭」を「5円2銭」に、「6円51銭」を「6円69銭」に、「3円25銭」を「3円34銭」に改め、同表上屋の部旅客上屋の項中「23円10銭」を「23円76銭」に、「5円25銭」を「5円40銭」に、「46円20銭」を「47円52銭」に、「10円50銭」を「10円80銭」に、「69円30銭」を「71円28銭」に、「15円75銭」を「16円20銭」に、「16,663円50銭」を「17,139円60銭」に、「2,646円」を「2,721円60銭」に改め、同部貨物上屋の項中「26円25銭」を「27円」に、「21円」を「21円60銭」に、「10円50銭」を「10円80銭」に、「31円50銭」を「32円40銭」に、「15円75銭」を「16円20銭」に、「52円50銭」を「54円」

に、「42円」を「43円20銭」に、「9,660円」を「9,936円」に、「8,610円」を「8,856円」に、「4,725円」を「4,860円」に改め、同部コンテナ上屋の項中「18円90銭」を「19円44銭」に、「567円」を「583円20銭」に、「1,428円」を「1,468円80銭」に改め、同部くん蒸上屋の項中「15,750円」を「16,200円」に改め、同表水中木材整理場の項中「13円65銭」を「14円4銭」に、「21円」を「21円60銭」に、「27円30銭」を「28円8銭」に改め、同表野積場の部舗装野積場の項中「32円55銭」を「33円48銭」に、「21円」を「21円60銭」に、「37円80銭」を「38円88銭」に、「26円25銭」を「27円」に改め、同部未舗装野積場の項中「21円」を「21円60銭」に、「10円50銭」を「10円80銭」に、「26円25銭」を「27円」に、「15円75銭」を「16円20銭」に改め、同表水中貯木場の項中「17円85銭」を「18円36銭」に改め、同表冷凍コンテナ電源施設の項中「178円50銭」を「183円60銭」に改め、同表危険物置場の項中「65円10銭」を「66円96銭」に、「40円95銭」を「42円12銭」に改め、同表移動式荷役機械の項中「12,232円50銭」を「12,582円」に、「5,250円」を「5,400円」に改め、同表港湾施設用地の項中「65円10銭」を「66円96銭」に、「40円95銭」を「42円12銭」に、「661円50銭」を「680円40銭」に、「556円50銭」を「572円40銭」に、「1,018円50銭」を「1,047円60銭」に、「861円」を「885円60銭」に、「1,365円」を「1,404円」に、「1,155円」を「1,188円」に、「588円」を「604円80銭」に、「504円」を「518円40銭」に、「945円」を「972円」に、「798円」を「820円80銭」に、「1,260円」を「1,296円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「58円80銭」を「60円48銭」に、「50円40銭」を「51円84銭」に、「25円20銭」を「25円92銭」に、「21円」を「21円60銭」に、「35円70銭」を「36円72銭」に、「30円45銭」を「31円32銭」に、「53円55銭」を「55円8銭」に、「45円15銭」を「46円44銭」に、「70円35銭」を「72円36銭」に、「59円85銭」を「61円56銭」に、「105円」を「108円」に、「90円30銭」を「92円88銭」に、「136円50銭」を「140円40銭」に、「115円50銭」を「118円80銭」に、「252円」を「259円20銭」に、「210円」を「216円」に、「357円」を「367円20銭」に、「304円50銭」を「313円20銭」に、「703円50銭」を

「723円60銭」に、「598円50銭」を「615円60銭」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

(港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の一部改正)

第38条 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成12年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は同項第2号の規定による土砂の採取の許可を受けようとする者は、占用料等を納付しなければならない」を「は、別表第1のア欄に定める額により算定した額の占用料を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に該当する占用に係る占用料の額は、別表第1のイ欄に定める額により算定した額とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第37条第1項第2号の規定による土砂の採取の許可を受けた者は、別表第2の規定により算定した額の土砂採取料を納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条第1項関係）

占用料

占用の形態		占用料の額		
			ア	イ
工作物の設置を伴う場合	係留施設、船舶役務用施設又はこれらに類する施設の設置	1平方メートル1年につき	205円20銭	190円
	木材等係留施設の設置	1平方メートル1年につき	205円20銭	190円
	魚貝類採捕施設の設置	1平方メートル1年につき	64円80銭	60円
柱類の建設	電柱	1本1年につき	691円20銭	640円

		電話柱	1 本 1 年につ き	280円80銭	260円
		街灯柱	1 本 1 年につ き	356円40銭	330円
		その他の柱類	1 本 1 年につ き	518円40銭	480円
	管類の 布設	外径 0.4 メー トル未満の管 類	長さ 1 メート ル 1 年につき	118円80銭	110円
		外径 0.4 メー トル以上 1 メートル未満 の管類	長さ 1 メート ル 1 年につき	280円80銭	260円
		外径 1 メート ル以上の管類	長さ 1 メート ル 1 年につき	540円	500円
		その他の工作物の設置	1 平方メート ル 1 年につき	205円20銭	190円
工作物の 設置を伴 わない場 合	耕作地		1 平方メート ル 1 年につき	7 円56銭	7 円
	その他		1 平方メート ル 1 年につき	56円16銭	52円

備考

- 1 占有面積が 1 平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占有面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 平方メートルとして計算する。
- 2 電柱、電話柱及びその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ 1 本とみなし、H型のものは柱類 2 本とみなす。

3 管類の布設延長が 1 メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長に 1 メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 メートルとして計算する。

4 占用期間が 1 年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に 1 年未満の端数が生じたときの当該端数に係る占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数（1 月に満たない日数が生じたときは、1 月とする。）に、この表に定める占用料の額を 12 で除して得た額を乗じて得た額とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 2 条第 2 項関係）

土砂採取料

土砂の種類		土砂採取料の額
土		1 立方メートルにつき 129円60銭
砂		1 立方メートルにつき 151円20銭
砂利		1 立方メートルにつき 172円80銭
玉石		1 立方メートルにつき 172円80銭
転石	平均径30センチメートル以上 40センチメートル未満の転石	1 個につき 64円80銭
	平均径40センチメートル以上の 転石	1 個につき86円40銭に、平均径が 40センチメートルに10センチメー トル増すごとに21円60銭を加えた 額

備考

1 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。

土 粒径0.01ミリメートル未満の土石

砂 粒径0.01ミリメートル以上 5 ミリメートル未満の土石

砂利 粒径 5 ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石

玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石

2 転石の平均径は、長径と短径の和の 2 分の 1 の数値とする。

3 土石の採取量が 1 立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土石の採取量に 1 立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1 立方メートルとして計算する。

(島根県浜田ポートセンター条例の一部改正)

第39条 島根県浜田ポートセンター条例（平成15年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1,460円」を「1,500円」に改める。

(島根県空港条例の一部改正)

第40条 島根県空港条例（昭和40年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 着陸料の項中「1,155円」を「1,188円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「1,785円」を「1,836円」に、「1,890円」を「1,944円」に、「3,570円」を「3,672円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「735円」を「756円」に、「619円50銭」を「637円20銭」に改め、同表停留料の項中「850円50銭」を「874円80銭」に、「31円50銭」を「32円40銭」に、「94円50銭」を「97円20銭」に、「84円」を「86円40銭」に、「73円50銭」を「75円60銭」に改める。

別表第 3 第 1 号中「45円15銭」を「46円44銭」に改め、同表第 2 号中「1,575円」を「1,620円」に改め、同表第 3 号及び第 4 号中「0.0315」を「0.0324」に改め、同表第 5 号中「0.063」を「0.0648」に、「0.0315」を「0.0324」に改める。

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第41条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 その他の場合の項中「33円60銭」を「34円56銭」に改める。

別表第 2 中

3,150円	3,150円
1,575円	1,575円
924円	924円
3,150円	3,150円
25円20銭	21円
35円70銭	30円45銭
53円55銭	45円15銭
70円35銭	59円85銭
105円	90円30銭
136円50銭	115円50銭
252円	210円
357円	304円50銭
703円50銭	598円50銭
493円50銭	420円
1,155円	997円50銭
33円60銭	33円60銭

を

3,240円	3,240円
1,620円	1,620円
950円	950円
3,240円	3,240円
25円92銭	21円60銭
36円72銭	31円32銭
55円 8 銭	46円44銭
72円36銭	61円56銭
108円	92円88銭
140円40銭	118円80銭
259円20銭	216円
367円20銭	313円20銭
723円60銭	615円60銭
507円60銭	432円
1,188円	1,026円
34円56銭	34円56銭

に改める。

30,110円	43,410円	74,920円	11,470円
2,390円	3,460円	5,980円	900円
6,010円	8,670円	14,970円	2,280円
60,220円	86,820円	149,850円	22,950円
4,790円	6,930円	11,970円	1,810円
12,030円	17,350円	29,950円	4,570円
310円	460円	780円	120円
1,580円	2,360円	3,940円	630円
1,180円	1,770円	2,960円	470円

別表第 5 の 1 の(1)の表中

2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
7,400円	11,100円	18,500円	2,960円
5,920円	8,880円	14,800円	2,360円
14,800円	22,200円	37,000円	5,920円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,150円	1,720円	2,880円	460円
2,880円	4,320円	7,200円	1,150円
2,300円	3,450円	5,760円	920円
5,760円	8,640円	14,400円	2,300円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,650円	2,460円	4,120円	650円
3,300円	4,950円	8,260円	1,310円
3,300円	4,950円	8,260円	1,310円
6,600円	9,910円	16,520円	2,630円

30,970円	44,650円	77,060円	11,790円
2,450円	3,550円	6,150円	920円
6,180円	8,910円	15,390円	2,340円
61,940円	89,300円	154,130円	23,600円
4,920円	7,120円	12,310円	1,860円
12,370円	17,840円	30,800円	4,700円
310円	470円	800円	120円
1,620円	2,420円	4,050円	640円
1,210円	1,820円	3,040円	480円

を

3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
7,610円	11,410円	19,020円	3,040円
6,080円	9,130円	15,220円	2,420円
15,220円	22,830円	38,050円	6,080円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,180円	1,760円	2,960円	470円
2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
2,360円	3,540円	5,920円	940円
5,920円	8,880円	14,810円	2,360円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,690円	2,530円	4,230円	660円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
6,780円	10,190円	16,990円	2,700円

に改め、別表第 5 の 1 の

(2)の表テニスコートの項中「570円」を「580円」に、「680円」を「690円」に、「490円」を「500円」に、「590円」を「600円」に改め、同表和風休憩所又はやすらぎの家の項中「490円」を「500円」に、「590円」を「600円」に改

め、別表第 5 の 1 の(3)の表中

5,760円
490円
3,760円
310円
3,190円
250円

を

3,730円
1,860円

5,920円
500円
3,860円
310円
3,280円
250円
3,830円
1,910円

に改め、別表第 5 の 1 の(4)のアの表中

10,640円	15,960円	26,600円	4,250円
79,800円	119,700円	199,500円	31,920円
53,200円	79,800円	133,000円	21,280円
159,600円	239,400円	399,000円	63,840円
3,340円	5,010円	8,360円	1,330円
25,080円	37,620円	62,700円	10,030円
16,720円	25,080円	41,800円	6,680円
50,160円	75,240円	125,400円	20,060円
430円	650円	1,090円	170円

を

10,940円	16,410円	27,360円	4,370円
82,080円	123,120円	205,200円	32,830円
54,720円	82,080円	136,800円	21,880円
164,160円	246,240円	410,400円	65,660円
3,430円	5,150円	8,590円	1,360円

に改め、別表第 5 の 1 の(4)

25,790円	38,690円	64,490円	10,310円
17,190円	25,790円	42,990円	6,870円
51,590円	77,380円	128,980円	20,630円
440円	660円	1,120円	170円

のイの表中「950円」を「970円」に、「1,140円」を「1,170円」に、「350円」を「360円」に、「420円」を「430円」に改め、別表第 5 の 2 の表中

2,470円		2,540円
350円		360円
1,100円		1,130円
50円		50円
230円		230円
7,130円		7,330円
3,820円		3,920円
1,850円		1,900円
890円		910円
590円		600円
500円		510円
250円		250円
350円		360円
1,710円		1,750円
480円		490円
480円		490円
480円		490円
480円	を	490円
6,620円		6,800円
4,460円		4,580円

に改める。

1,050円	1,080円
5,550円以内 で知事が定め る額	5,700円以内 で知事が定め る額
1,970円	2,020円
1,490円	1,530円
410円	420円
510円	520円
60円	60円
30円	30円
13,310円	13,690円
1,470円	1,510円
200円	200円
340円	340円
440円	450円

(都市計画法施行条例の一部改正)

第42条 都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号ア㍉中「8,950円」を「9,030円」に改め、同号ア㍇中「23,500円」を「23,600円」に改め、同号ア㍉中「45,400円」を「45,500円」に改め、同号ア㍋中「318,000円」を「319,000円」に改め、同号イ㍇中「31,800円」を「31,900円」に改め、同号イ㍉中「68,500円」を「68,600円」に改め、同号イ㍋中「507,000円」を「508,000円」に改め、同項第 4 号中「28,100円」を「28,200円」に改め、同項第 5 号ア中「7,150円」を「7,220円」に改め、同号イ中「19,300円」を「19,400円」に改め、同号エ中「72,900円」を「73,000円」に改め、同項第 6 号ア中「であって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のもの」を削り、「1,820円」を「1,830円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 開発区域の面積が 1 ヘクタール未満の場合 申請 1 件につき 1,830 円

(イ) 開発区域の面積が 1 ヘクタール以上の場合 申請 1 件につき 2,700 円

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第43条 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項第 3 号中「3,910円」を「3,970円」に改める。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第44条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の項第 1 号右欄中「5,000円」を「5,020円」に、「9,000円」を「9,030円」に、「34,000円」を「34,100円」に、「48,000円」を「48,100円」に、「460,000円」を「461,000円」に改め、同項第 2 号右欄中「9,000円」を「9,020円」に、「5,000円」を「5,020円」に改め、同表の 2 の項第 1 号右欄中「9,000円」を「9,020円」に改め、同項第 2 号右欄中「5,000円」を「5,020円」に改め、同表の 3 の項第 1 号右欄中「8,000円」を「8,030円」に改め、同項第 2 号右欄中「4,000円」を「4,010円」に改め、同表の 4 の項第 1 号右欄中「36,000円」を「36,100円」に、「50,000円」を「50,200円」に、「380,000円」を「381,000円」に改め、同表の 4 の 2 の項第 1 号右欄中「9,000円」を「9,020円」に改め、同項第 5 号右欄中「33,000円」を「33,100円」に改め、同項第 6 号右欄中「45,000円」を「45,200円」に改め、同項第 9 号右欄中「330,000円」を「331,000円」に改め、同表の 6 の項右欄中「9,000円」を「9,030円」に改め、同表の 8 の項及び 9 の項右欄中「33,000円」を「33,400円」に改め、同表

の10の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の11の項及び12の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の13の項右欄中「180,000円」を「181,000円」に改め、同表の14の項から15の2の項までの右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の16の項右欄中「33,000円」を「33,400円」に改め、同表の17の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の18の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の19の項及び20の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の21の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の21の2の項から26の2の項までの右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の26の3の項及び27の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の28の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の28の2の項から28の4の項までの右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の28の5の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の29の項及び30の項右欄中「27,000円」を「27,200円」に改め、同表の31の項右欄中「160,000円」を「161,000円」に改め、同表の33の項及び34の項右欄中「78,000円」を「78,200円」に改め、同表の34の2の項及び34の3の項右欄中「220,000円」を「221,000円」に改め、同表の35の項右欄中「78,000円」を「78,200円」に改め、同表の35の2の項及び35の3の項右欄中「220,000円」を「221,000円」に改め、同表の36の項右欄中「6,400円」を「6,450円」に改め、同表の37の項から39の項までの右欄中「27,000円」を「27,200円」に改める。

別表第 5 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものの項中「159,000円」を「160,000円」に、「193,000円」を「194,000円」に、「211,000円」を「213,000円」に、「262,000円」を「263,000円」に、「430,000円」を「433,000円」に改め、同表構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるものの項中「211,000円」を「212,000円」に、「279,000円」を「281,000円」に、「319,000円」を「321,000円」に、「420,000円」を「423,000円」に、「763,000円」を「768,000円」に改める。

(島根県工業用水道料金徴収条例の一部改正)

第45条 島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第37条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 第45条の規定による改正後の島根県工業用水道料金徴収条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している工業用水道の使用で施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 2 号

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例（平成19年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「公立大学法人島根県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改め、本則を第 3 条とし、同条に見出しとして「（法第 44 条第 1 項の条例で定める重要な財産）」を付し、同条の前に次の 2 条を加える。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項及び第44条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定めるものとする。

（法第 6 条第 4 項の重要な財産であって条例で定めるもの）

第 2 条 法第 6 条第 4 項の重要な財産であって条例で定めるものは、県の出資又は支出に係るもので、法第42条の 2 第 1 項又は第 2 項の認可に係る申請の日における帳簿価額（帳簿価額により難しい場合にあっては適正な見積価額、現金及び預金にあっては当該申請の日におけるその額）が50万円以上のものとする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 3 号

島根県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

島根県公益認定等審議会条例（平成20年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「において」を「及び法人を所管するそれぞれの部（知事以外の執行機関にあっては、当該執行機関の事務をつかさどる組織）が」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 総務部は、審議会の庶務を総括する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 4 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 5 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「平成26年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 6 号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成26年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 7 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを 1 号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の 1 号を加える。

(18) 地方公共団体金融機構

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 8 号

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県みつばち転飼調整審議会の項中「島根県みつばち転飼調整審議会」を「島根県蜜蜂転飼調整審議会」に、「みつばちの」を「蜜蜂の」に改め、同表教育委員会の部に次のように加える。

島根県生徒指導審議会	教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し必要な事項を調査審議すること。
------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 9 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 7 号中「保育士試験」の次に「及び同項第 2 号の保育士試験の全部の免除の申請に対する審査」を加える。

別表24の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第18条の 8 第 2 項の規定に基づく 保育士試験の全部の免除の申請に対する 審査を受けようとする者	2,400円
--	--------

別表30の項第 2 号中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改め、同項第19号中「第36条の 4 第 1 項」を「第36条の 8 第 1 項」に改め、同項第20号中「第36条の 4 第 2 項」を「第36条の 8 第 2 項」に改める。

附 則

この条例中第 3 条第 1 項第 7 号及び別表24の項の改正規定は平成26年 4 月 1 日から、別表30の項の改正規定は薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第103号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 10 号

島根県立総合福祉センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 前条第 2 項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったとき。

別表の 1 の(1)のアの表中

5,090円	6,850円	5,090円	11,900円	11,900円	17,000円
4,670円	6,230円	4,670円	10,900円	10,900円	15,500円
720円	1,030円	720円	1,750円	1,750円	2,470円
1,960円	2,700円	1,960円	4,660円	4,660円	6,620円
1,860円	2,590円	1,860円	4,450円	4,450円	6,310円
1,660円	2,280円	1,660円	3,940円	3,940円	5,600円
5,610円	7,580円	5,610円	13,100円	13,100円	18,800円
3,730円	4,980円	3,730円	8,710円	8,710円	12,400円
8,930円	11,800円	8,930円	20,700円	20,700円	29,600円
4,560円	6,020円	4,560円	10,500円	10,500円	15,100円
4,880円	6,440円	4,880円	11,300円	11,300円	16,200円
1,140円	1,540円	1,140円	2,680円	2,680円	3,820円
1,340円	1,760円	1,340円	3,100円	3,100円	4,440円
3,840円	5,190円	3,840円	9,030円	9,030円	12,800円
6,100円	8,140円	6,100円	14,200円	14,200円	20,300円
4,830円	6,440円	4,830円	11,200円	11,200円	16,100円
2,480円	3,320円	2,480円	5,800円	5,800円	8,280円

を

5,230円	7,050円	5,230円	12,200円	12,200円	17,500円
4,800円	6,410円	4,800円	11,200円	11,200円	16,000円
740円	1,050円	740円	1,790円	1,790円	2,530円
2,020円	2,770円	2,020円	4,790円	4,790円	6,810円
1,910円	2,660円	1,910円	4,570円	4,570円	6,480円
1,710円	2,350円	1,710円	4,060円	4,060円	5,770円
5,770円	7,800円	5,770円	13,500円	13,500円	19,300円
3,830円	5,130円	3,830円	8,960円	8,960円	12,700円
9,180円	12,100円	9,180円	21,200円	21,200円	30,400円
4,700円	6,200円	4,700円	10,900円	10,900円	15,600円
5,020円	6,630円	5,020円	11,600円	11,600円	16,600円
1,170円	1,590円	1,170円	2,760円	2,760円	3,930円
1,380円	1,810円	1,380円	3,190円	3,190円	4,570円
3,950円	5,330円	3,950円	9,280円	9,280円	13,200円
6,280円	8,370円	6,280円	14,600円	14,600円	20,900円
4,970円	6,630円	4,970円	11,600円	11,600円	16,500円
2,550円	3,420円	2,550円	5,970円	5,970円	8,520円

に改

め、別表の 1 の(1)のイの表中

5,150円	6,870円	5,150円	12,000円	12,000円	17,100円
1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
4,630円	6,180円	4,630円	10,800円	10,800円	15,400円
8,250円	11,000円	8,250円	19,200円	19,200円	27,500円
4,030円	5,370円	4,030円	9,400円	9,400円	13,400円
3,810円	5,090円	3,810円	8,900円	8,900円	12,700円
3,270円	4,360円	3,270円	7,630円	7,630円	10,900円
3,900円	5,200円	3,900円	9,100円	9,100円	13,000円

を

6,180円	8,240円	6,180円	14,400円	14,400円	20,600円
4,960円	6,600円	4,960円	11,500円	11,500円	16,500円
1,020円	1,360円	1,020円	2,380円	2,380円	3,400円
2,390円	3,180円	2,390円	5,570円	5,570円	7,960円
1,690円	2,260円	1,690円	3,950円	3,950円	5,640円
640円	860円	640円	1,500円	1,500円	2,140円
2,460円	3,290円	2,460円	5,750円	5,750円	8,210円

5,290円	7,060円	5,290円	12,300円	12,300円	17,600円
1,850円	2,470円	1,850円	4,320円	4,320円	6,170円
4,760円	6,360円	4,760円	11,100円	11,100円	15,800円
8,490円	11,300円	8,490円	19,700円	19,700円	28,200円
4,140円	5,530円	4,140円	9,670円	9,670円	13,800円
3,920円	5,230円	3,920円	9,150円	9,150円	13,000円
3,370円	4,490円	3,370円	7,860円	7,860円	11,200円
4,010円	5,340円	4,010円	9,350円	9,350円	13,300円
6,360円	8,480円	6,360円	14,800円	14,800円	21,200円
5,100円	6,780円	5,100円	11,800円	11,800円	16,900円
1,040円	1,390円	1,040円	2,430円	2,430円	3,470円
2,460円	3,270円	2,460円	5,730円	5,730円	8,190円
1,740円	2,320円	1,740円	4,060円	4,060円	5,800円
660円	880円	660円	1,540円	1,540円	2,200円
2,530円	3,380円	2,530円	5,910円	5,910円	8,440円

に改

め、別表の 1 の(2)の表及び別表の 1 の(3)の表中「510円」を「520円」に改める。

第 2 条 島根県立総合福祉センター条例の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表を次のように改める。

1 施設使用料

(1) 島根県立東部総合福祉センター

種 別	使 用 料 の 額					
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
401研修室	5,770円	7,800円	5,770円	13,500円	13,500円	19,300円
402研修室	3,830円	5,130円	3,830円	8,960円	8,960円	12,700円
403研修室	9,180円	12,100円	9,180円	21,200円	21,200円	30,400円
404研修室	4,700円	6,200円	4,700円	10,900円	10,900円	15,600円
405研修室	5,020円	6,630円	5,020円	11,600円	11,600円	16,600円
406研修室	1,170円	1,590円	1,170円	2,760円	2,760円	3,930円
407研修室	1,380円	1,810円	1,380円	3,190円	3,190円	4,570円
調理実習 室	3,950円	5,330円	3,950円	9,280円	9,280円	13,200円
陶芸実習 室	6,280円	8,370円	6,280円	14,600円	14,600円	20,900円
園芸実習 室	4,970円	6,630円	4,970円	11,600円	11,600円	16,500円
体育室	2,550円	3,420円	2,550円	5,970円	5,970円	8,520円

(2) 島根県立西部総合福祉センター

種 別	使 用 料 の 額					
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
101研修室	5,290円	7,060円	5,290円	12,300円	12,300円	17,600円

102研修室	1,850円	2,470円	1,850円	4,320円	4,320円	6,170円
301研修室	4,760円	6,360円	4,760円	11,100円	11,100円	15,800円
401研修室	8,490円	11,300円	8,490円	19,700円	19,700円	28,200円
402研修室	4,140円	5,530円	4,140円	9,670円	9,670円	13,800円
403研修室	3,920円	5,230円	3,920円	9,150円	9,150円	13,000円
視聴覚室	3,370円	4,490円	3,370円	7,860円	7,860円	11,200円
調理実習室	4,010円	5,340円	4,010円	9,350円	9,350円	13,300円
陶芸実習室	6,360円	8,480円	6,360円	14,800円	14,800円	21,200円
園芸実習室	5,100円	6,780円	5,100円	11,800円	11,800円	16,900円
和室	1,040円	1,390円	1,040円	2,430円	2,430円	3,470円
会議室 1	2,460円	3,270円	2,460円	5,730円	5,730円	8,190円
会議室 2	1,740円	2,320円	1,740円	4,060円	4,060円	5,800円
講師控室	660円	880円	660円	1,540円	1,540円	2,200円
体育室	2,530円	3,380円	2,530円	5,910円	5,910円	8,440円

備考

- 1 営利を目的とし、又は営利を目的としないが1,000円を超える入場料その他これに類する料金を徴収し、次の施設を使用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額の 5 割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

ア 島根県立東部総合福祉センターの403研修室又は体育室

イ 島根県立西部総合福祉センターの401研修室、402研修室（401研修室と連結して使用する場合に限る。）又は体育室

- 2 次の施設を準備のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（前号の規定により加算した場合は、その加算後の額）か

ら、当該使用料の額の 5 割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）を減額した額とする。

ア 島根県立東部総合福祉センターの403研修室又は体育室

イ 島根県立西部総合福祉センターの401研修室、402研修室（401研修室と連結して使用する場合に限る。）又は体育室

3 この表に定める使用時間を超えて施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額（前 2 号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）に、1 時間までごとに、当該使用料の 1 時間当たりの額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

4 冷暖房期間（1 月 1 日から 3 月 31 日まで、6 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 31 日までの間をいう。）においては、この表に定める使用料の額（前 3 号の規定により加算し、又は減額した場合は、その加算後又は減額後の額）の 3 割相当額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を冷暖房料として徴収する。

附 則

この条例中第 1 条の規定（別表の改正規定を除く。）は公布の日から、第 1 条の規定（別表の改正規定に限る。）は平成 26 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

島根県民生委員定数条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 11 号

島根県民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第 4 条第 1 項に規定する条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

松江市	498人
浜田市	195人
出雲市	428人
益田市	183人
大田市	163人
安来市	127人
江津市	110人
雲南市	142人
奥出雲町	65人
飯南町	33人
川本町	23人
美郷町	39人
邑南町	66人
津和野町	56人
吉賀町	40人
海士町	15人
西ノ島町	16人
知夫村	6人
隠岐の島町	67人

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 12 号

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「1 万分の 9」を「10 万分の 44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 13 号

島根県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第 1 章 趣旨及び基本方針等（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 人員に関する基準（第 4 条・第 5 条）

第 3 章 運営に関する基準（第 6 条—第 31 条）

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第 32 条）

附則

第 1 章 趣旨及び基本方針等

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）

第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号（法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（申請者の要件）

第 2 条 指定居宅介護支援事業者の指定に係る法第 79 条第 2 項第 1 号（法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

（基本方針）

第 3 条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われる

ものでなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第 8 条第 23 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

第 2 章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第 4 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに 1 以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下次条第 2 項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

（管理者）

第 5 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。
- 3 第 1 項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理す

る指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 3 章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第 6 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 20 条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第 1 項の規定による文書の交付に代えて、第 6 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第 1 項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっ

ては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第 3 項第 1 号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第 3 項の規定により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第 3 項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第 7 条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 8 条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。

以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第 9 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 10 条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 11 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第 12 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないよ

うにしなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしな

ければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場

合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生

活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有す

るとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は

変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合

会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 第15条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

- イ 第15条第 7 号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第15条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録
- エ 第15条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第32条 第 3 条、第 2 章及び第 3 章（第28条第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第 1 項中「指定居宅介護支援（法第46条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第 3 項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 14 号

島根県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

島根県青少年問題協議会設置条例（昭和28年島根県条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 15 号

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年島根県条例第32号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 16 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

「第 7 章 共同生活介護

第 1 節 基本方針（第 124 条）

目次中 第 2 節 人員に関する基準（第 125 条・第 126 条） を「第 7 章

第 3 節 設備に関する基準（第 127 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 128 条—第 141 条）」

「第 4 節

第 5 節

第 1 款

第 2 款

第 3 款

第 4 款

運営に関する基準（第 198 条の 2—第 201 条）

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び

この節の趣旨及び基本方針（第 201 条の 2・第 201 条の 3）

人員に関する基準（第 201 条の 4・第 201 条の 5）

設備に関する基準（第 201 条の 6）

運営に関する基準（第201条の7—第201条の12）

運営に関する基準

に、「第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する

」

特例（第204条・第205条）」を「第15章 削除」に改める。

第5条第2項中「重度の肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を有する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）」の次に「、第201条の2並びに第201条の10第2項及び第4項」を加える。

第80条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第100条第1項第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第196条第1項」を「、第196条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「「指定共同生活介護事業者等」を「「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第124条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第195条に規定する指定共同生活援助」を「、第195条に規定する指定共同生活援助又は第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助

事業所」に、「以下この章において同じ。）」を「) 又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第124条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第101条中「第7条」を「第52条」に改める。

第109条第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第114条第1項中「及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第119条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第124条から第141条まで 削除

第157条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が

定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第159条中「第21条、第23条」を「第21条」に、「まで、第131条」を「まで」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第131条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第144条の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)」が」とを削る。

第172条中「第21条、第23条」を「第21条」に、「まで、第131条」を「まで、第157条の2」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは

「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「第131条中「支給決定障害者が」」を「第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が」」に、「第144条」を「第170条の2第1項」に改め、「同じ。）が」」の次に「と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」」を加える。

第195条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分三に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分四に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分五に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分六に該当する利用者の数を2.5で除した数

第197条を次のように改める。

(管理者)

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らそ

の職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

(設備)

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同

生活住居の入居定員を 2 人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

- 6 共同生活住居は、1 以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2 人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 1 の居室の定員は、1 人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。
 - (2) 1 の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を 1 人とする。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第 4 節中第199条の前に次の 5 条を加える。

（入退居）

第198条の 2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受けるとする額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用

であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活援助事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第 3 項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の 5 指定共同生活援助事業者は、第201条において読み替えて準用する第60条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第198条の 6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等

に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第199条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第199条の次に次の2条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第200条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第200条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第200条の次に次の 3 条を加える。

(支援体制の確保)

第200条の 2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の 3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待

その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第201条中「、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条まで」を「及び第157条の2」に、「第201条において準用する第136条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第130条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第130条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第140条第1項」を「第200条の4第1項」に、「第130条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第132条第1項及び第133条第1項中「第141条」とあるのは「第201条」と、第133条第1項第3号及び第135条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。

第13章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型

指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第201条の12において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受け
る場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければ
ならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害
者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったとき
は、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利
用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体
制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事
業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護
サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居
宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの

選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定

共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第199条の2まで及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の12において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受け

る者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第204条及び第205条 削除

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第3条中「指定共同生活援助事業者（」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」といい、）」に、「第127条第1項（第198条）」を「第198条第1項（第201条の6）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に改める。

附則第4条中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第127条第6項及び第7項（これらの規定を第198条）」を「第198条第7項及び第8項（これらの規定を第201条の6）」に改める。

附則第5条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第1項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第2項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第3項中「第125条第1項第2

号イからエまで」を「第196条第1項第2号イからエまで」に改める。

附則第6条中「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第127条（第198条）」を「第198条（第201条の6）」に、「第127条第6項」を「第198条第7項」に、「同条第7項第2号」を「同条第8項第2号」に改める。

（島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ア(イ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2条第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項第 2 号ア(イ) a (a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第 1 条の規定による改正後の島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第 5 項に

において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは「10」とする。
- 5 附則第3項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 17 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例の一部を改正する条例

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づく報告に関する条例（平成 19 年島根県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 22 条の 4 第 2 項」を「第 21 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 18 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新規就農者経営安定資金の項中「認定就農者（）」の次に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第 4 条の規定による廃止前の」を加える。

附 則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 19 号

島根県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第 1 条 農業の担い手への農地の集積及び集約化を促進するための事業に要する経費に充てるため、島根県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 20 号

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

島根県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「短期の」を削り、「及び」の次に「在職者の処遇の改善並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 21 号

参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部を改正する条例

参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「鑑定 1 件につき5,900円以内で」を「鑑定をするに当たり必要とした特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して」に改める。

第 4 条中「程度及び」を「程度並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 22 号

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例

島根県水防協議会条例（昭和24年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第10条とし、第 2 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員15人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 23 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,632人」を「1,625人」に、「193人」を「191人」に、「985人」を「994人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,101人」を「5,056人」に、「371人」を「363人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 24 号

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「の専攻科」を削り、「授業料」の次に「又は受講料」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者であって高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第 3 項の規定による許可を受けて科目を履修するものは、当該科目の受講料を別表第 2 の定めるところにより納付しなければならない。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。第 6 条第 1 項第 2 号及び第 9 条第 1 号において「就学支援金支給法」という。）第 3 条第 1 項に規定する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）に関する事務を処理するために必要な場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める期間に納付することができる。

第 4 条第 2 項中「の期間」を「に規定する期間（同項ただし書に規定する期間を含む。）」に改める。

第 5 条第 1 項中「5 日以内」の次に「（就学支援金に関する事務を処理するために必要な場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定める期間）」を加え、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、やむを得ない理由があると認める者の授業料について、同項に規定する期間を延長することができる。

第 6 条第 1 項中「学業が優秀な者であつて、かつ、学資の支弁が困難なもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学資の支弁が困難な者であって、教育委員会規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、就学支援金支給法第 3 条第 2 項第 2 号に掲げる者のうち授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めるもの
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めるもの

第 7 条の見出しを「（受講料及び聴講料の納付時期等）」に改め、同条中「聴講料」を「受講料及び聴講料」に、「聴講科目」を「受講科目又は聴講科目」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、受講料は、就学支援金に関する事務を処理するために必要な場合として教育委員会規則で定める場合にあつては、教育委員会規則で定めるときに納付することができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 前条第 1 項の規定は、受講料について準用する。

第 9 条を次のように改める。

（授業料等の不還付）

第 9 条 既に納付した授業料、受講料、聴講料、入学料及び受検料は、還付しない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 就学支援金支給法第 7 条の規定により就学支援金をもって債権の弁済に充てることとなる授業料及び受講料
- (2) 最終学年の 3 月分の授業料を納付した者が当該月前に当該高等学校又は当該課程に在籍しないこととなった場合における当該月分の授業料
- (3) 第 6 条の規定により減免された授業料及び第 7 条第 2 項において準用する第 6 条第 1 項の規定により減免された受講料

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 授業料

区 分	年 額
全日制の課程及び専攻科	118,800円

定時制の課程（単位制による課程を除く。）	32,400円
----------------------	---------

別表第 2 の 4 の表を別表第 2 の 5 の表とし、別表第 2 の 3 の表を別表第 2 の 4 の表とし、別表第 2 の 2 の表を別表第 2 の 3 の表とし、別表第 2 の 1 の表の次に次の 1 表を加える。

2 受講料

区 分	金 額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）	1 単位につき 1,620円
通信制の課程	1 単位につき 330円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している者に係る授業料及び受講料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料及び受講料は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る授業料及び受講料の例による。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、教育委員会規則で定める。

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 25 号

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

円	円
2,580	2,650
12,900	13,260
19,360	19,910
38,680	39,780
1,610	1,650
3,380	3,470
5,140	5,280
10,300	10,590
1,900	1,950
3,990	4,100
6,060	6,230
12,160	12,500

を に、「410円」

を「420円」に、「630円」を「640円」に、「480円」を「490円」に、「740円」

を「760円」に、

1,310	1,340
2,580	2,650
3,890	4,000
7,740	7,960
1,250	1,280
1,580	1,620

を に改め、別表第 1 の 2

750	770
1,040	1,060
500	510
690	700
250	250
340	350

の表中「2,300円」を「2,360円」に、「2,550円」を「2,620円」に改め、別表第1の3中「510円」を「520円」に改める。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設使用料

区 分			使 用 料		
			貸切りの場合		貸切りでない場合
			午前9時 から午後 5時まで 1時間ま でごと	午後5時 から午後 9時まで 1時間ま でごと	1人1施設1回につ き
アリー ナ	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を徴 収しない場 合	円 3,300	円 4,610	(1) 幼稚園の幼児、 小学校の児童、中 学校若しくは高等 学校の生徒又はこ れらに準ずる者 50円 (2) 大学の学生又は これに準ずる者 110円
		入場料を徴 収する場合	16,560	23,190	
	アマチュ アスポー ツ以外に 使用する	入場料を徴 収しない場 合	24,860	34,810	
		入場料を徴 収する場合	49,710	69,600	

場合	収める場合			
多目的ルーム又はフィットネスルーム	430	640	(3) 前 2 号に掲げる者以外の者（3 歳未満の者を除く。） 160円	
キッズルーム	840	1,200		
トレーニングルーム	830	1,170	(1) 中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者 70円 (2) 大学の学生又はこれに準ずる者 160円 (3) 前 2 号に掲げる者以外の者（未就学児及び小学校の児童を除く。） 240円	
会議室	310	440		
研修室	520	730		

別表第 2 の 1 の表の備考第 3 号中「競技場」を「アリーナ」に改め、別表第 2 の 2 の表中「2,300円」を「2,360円」に、「5,750円」を「5,910円」に改める。

別表第 3 の 1 の表中	円	円	を
	1,950	2,680	
	6,780	9,420	
	10,150	14,300	

23,830	36,390
510	710
510	710

円	円
2,000	2,750
6,970	9,680
10,440	14,700
24,510	37,420
520	730
520	730

に改め、別表第 3 の 2 の表中「1,770円」を

「1,820円」に、「2,300円」を「2,360円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立体育館の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 26 号

島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例

島根県立青少年社会教育施設条例（平成 3 年島根県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,580円」に改め、別表の 2 の(1)の㍿の表を次のように改める。

㍿ 第 1 研修室等

区 分	使 用 料 の 額					
	午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
第 1 研修室、第 2 研 修室、第 3 研修室、 第 4 研修室又は特別 研修室	円 690	円 920	円 920	円 1,610	円 1,840	円 2,530
第 5 研修室	1,520	2,030	2,030	3,550	4,060	5,580
第 6 研修室	260	360	360	620	720	980
和室研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
和室206、和室207又 は和室208	690	920	920	1,610	1,840	2,530
音楽室	820	1,110	1,110	1,930	2,220	3,040
茶室	330	450	450	780	900	1,230
試食室	570	760	760	1,330	1,520	2,090
調理室	1,210	1,610	1,610	2,820	3,220	4,430

多目的ホール	2,880	3,830	3,830	6,710	7,660	10,540
体育館	1 時間につき					1,950円

別表の 2 の(1)の(イ)の表を次のように改める。

(イ) 第 1 創作室等

区 分		使 用 料 の 額					
		午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
第 1 創作 室	貸切りの場合	円 940	円 1,270	円 1,270	円 2,210	円 2,540	円 3,480
	貸切りでない 場合（1 人に つき）	250	330	330	580	660	910
第 2 創作 室	貸切りの場合	690	920	920	1,610	1,840	2,530
	貸切りでない 場合（1 人に つき）	180	240	240	420	480	660

別表の 2 の(1)の(イ)の表中「2,270円」を「2,330円」に、「450円」を「460円」に、「1,700円」を「1,740円」に、「1,930円」を「1,980円」に、「3,870円」を「3,980円」に改め、別表の 2 の(2)の表を次のように改める。

(2) 島根県立少年自然の家

(ア) 第 1 研修室等

		使 用 料 の 額					
		午前 9	午後 1	午後 6	午前 9	午後 1	午前 9

区 分	時から 正午ま で	時から 午後 5 時まで	時から 午後10 時まで	時から 午後 5 時まで	時から 午後10 時まで	時から 午後10 時まで	
第 1 研修室	円 1,340	円 1,800	円 1,800	円 3,140	円 3,600	円 4,940	
第 2 研修室	870	1,170	1,170	2,040	2,340	3,210	
第 3 研修室	390	520	520	910	1,040	1,430	
体育館	1 時間につき					1,250円	

(イ) 第 2 ホール等

区 分	使 用 料 の 額		
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午前 9 時から午 後 5 時まで
第 2 ホール	円 1,240	円 1,660	円 2,900
創作室	940	1,260	2,200
第 4 研修室又は第 5 研修室	610	820	1,430
水星棟、金星棟、火 星棟、木星棟又は土 星棟	2,820	3,780	6,600
地球棟	810	1,100	1,910

別表の 2 の表の備考第 1 号中「(2)の表」を「(2)の㊦の表及び㊧の表」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立少年自然の家の施設及び設備の使用の許可に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

島根県社会教育委員に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 27 号

島根県社会教育委員に関する条例

島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和 24 年島根県条例第 54 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、島根県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。

（定数）

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に置かれている委員は、この条例の施行の日において第 1 条の規定により置かれた委員となり、同一性をもって存続するものとする。

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 18 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 28 号

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表出雲選挙区の項中「8 人」を「9 人」に改め、同表雲南・飯石選挙区の項中「3 人」を「2 人」に改める。

第 2 条 島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 項」の次に「、第 4 項」を加え、同条の表を次のように改める。

選 挙 区		選挙すべき議員の数
名 称	区 域	
松江選挙区	松江市の区域	11人
浜田選挙区	浜田市の区域	3人
出雲選挙区	出雲市の区域	9人
益田選挙区	益田市の区域	3人
大田選挙区	大田市の区域	2人
安来選挙区	安来市の区域	2人
江津選挙区	江津市の区域	1人
雲南・飯石選挙区	雲南市及び飯南町の区域	2人

仁多選挙区	奥出雲町の区域	1 人
邑智選挙区	川本町、美郷町及び邑南町の区域	1 人
鹿足選挙区	津和野町及び吉賀町の区域	1 人
隠岐選挙区	海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町の区域	1 人

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から、第 2 条の規定は平成 27 年 3 月 1 日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。
- 2 この条例中第 1 条の規定の施行の際現に島根県議会の議員の職にある者に係る各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。